湯浅町第9期介護保険事業計画等を作成しました

間福祉課介護保険係 ^{⑬番窓口} LL 64-1120

介護保険事業計画・高齢者福祉計画(令和6年度~8年度)を策定し、4 月からスタートしました。この計画は、平成12年度の介護保険制度発足当初から3年毎に改定しており、高齢者人口・介護サービスの利用量・アンケート調査の結果・介護保険制度の改正等により策定されます。

今回の計画では、町民の皆様が高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、福祉医療が充実、お互いを認め合えるまちづくりを基本理念とし、次の3つを基本目標としています。計画は、湯浅町ホームページに掲載しています。



- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ② 介護予防・健康づくりの充実と地域で支え合う体制づくり
- ③ 介護人材の確保及び介護保険の持続可能性の確保

令和6年度介護保険制度の主な改正ポイント

◆介護保険料が決まりました(対象:65歳以上の皆様)

介護保険は、国や都道府県、市町村が負担する「公費(税金)」と、一人ひとりが納める「介護保険料」を 財源として運営されています。介護保険料のご負担について、介護保険制度を維持するためにご理解ご協力 のほどよろしくお願いします。

	令和3~5年度	令和6~8年度
基準月額※	6,400円	6,400円

- ※基準月額とは、ご本人が町県民税非課税で、世帯員のどなたかが課税されており、ご本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額の合計が80万円を超えている場合の月額保険料です。
- ◆介護給付費通知書の年2回発送を廃止します

昨年度まで、年2回介護給付費通知をはがきで郵送していましたが、廃止します。介護給付費の明細が必要な方は、役場窓口で発行できますのでお問い合わせください。

◆4月から(一部サービスは6月)介護報酬が改定されました

介護報酬改定に伴い、サービス費用が変わります。サービス利用時は費用を確認してください。

◆福祉用具貸与の品目のうち、一部の用具が利用者の選択により「購入」することができるようになりました

対象の福祉用具:スロープ、歩行器、歩行補助つえ

◆8月から施設サービス利用時の居住費等の基準となる金額が変わります 詳しい内容は広報ゆあさ7月号で掲載いたします。